

○小田原市子育て支援センター条例

平成31年3月29日条例第10号

小田原市子育て支援センター条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設として、小田原市子育て支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
マロニエ子育て支援センター	小田原市中里273番地の6
いずみ子育て支援センター	小田原市飯田岡382番地の2
こゆるぎ子育て支援センター	小田原市羽根尾281番地の3
おだびよ子育て支援センター	小田原市栄町一丁目1番15号

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所の提供に関すること。
- (2) 子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に関すること。
- (3) 子育てに関する講習等の実施に関すること。
- (4) 子育ての支援に係る活動を行う団体又は個人(以下この号において「子育て支援活動団体等」という。)の支援及び子育て支援活動団体等との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行うセンターの管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(休場日)

第6条 センターの休場日は、次のとおりとする。

(1) マロニエ子育て支援センター 次に掲げる日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。)

ウ 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

(2) いずみ子育て支援センター 次に掲げる日

ア 日曜日及び月曜日

イ 休日

ウ 休日の翌日(その日が土曜日に当たるときを除く。)

エ 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

(3) こゆるぎ子育て支援センター 次に掲げる日

ア 日曜日、月曜日、水曜日及び土曜日

イ 休日

ウ 休日の翌日

エ 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

(4) おだびよ子育て支援センター 小田原市図書館条例(昭和34年小田原市条例第21号)第2条に規定する小田原市立小田原駅東口図書館の休館日に該当する日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休場し、又は開場することができる。

(開場時間)

第7条 センターの開場時間は、午前9時から午後5時まで(おだびよ子育て支援センターにあっては、午後6時まで)とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開場時間を変更することができる。

(入場の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者には、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 第3条各号に掲げる事業を利用する者以外の者

- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) センターの施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者
(損害賠償)

第9条 入場者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。